

教育分野等の被害と対応

文教科学委員会調査室 まきし 牧志 しゅん 俊

東日本大震災は、教育分野等にも甚大な被害をもたらした。本稿では、東日本大震災による教育分野等の被害状況¹、文部科学省等の主な対応²、平成23年度第1次補正予算（文部科学省関係）を概観することとしたい。

1. 被害状況

学校施設、社会教育施設等で発生した人的被害として、1都10県にわたって824人の死傷者が、岩手県、宮城県及び福島県において148人の行方不明者が報告されている。

物的被害は1都1道1府21県に及び、学校施設、社会教育・体育・文化施設、文化財、研究施設等合わせて11,268件の被害が報告されている。学校施設では、校舎や体育館の倒壊や半焼、津波による流出、水没、浸水、地盤沈下、校庭の段差や亀裂、外壁・天井の落下、外壁亀裂、ガラス破損等の被害が発生し、文化財では国宝瑞巖寺（宮城県）の漆喰壁の一部が崩落する等の被害が発生した。

2. 文部科学省等の主な対応

被災地では多くの被災者が学校施設等に避難しており、教職員を中心に避難所となっている施設の運営に当たっているほか、教育委員会も被害を受けた。学校現場への人的支援や教育委員会の機能回復・強化が求められているが³、文部科学省では被災地以外の教育委員会に対して、派遣できる教職員の人数、職種、期間等を調査する等⁴、人的協力態勢の整備に努めている。また、被災状況の把握や文部科学省と被災地との連絡調整のため、岩手県、宮城県及び福島県の教育委員会に文部科学省の職員が派遣されている。

このほか、教職員配置については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）が修正され⁵、東日本大震災に係る教職員定数の特別措置を行うものとする規定が盛り込まれた。その結果、文部科学省は、関係県教育委員会からの要望も踏まえ、4月28日に、岩手県、宮城県、茨城県及び新潟県の教育委員会に対し、教職員加配（計424名）の追加内示を行った⁶。

学校活動の再開に向けた対応としては、公立学校施設復旧のための現地調査を不要とする等手続の簡素化を行うほか、各地で利用されていない学校用家具の活用を進めている。また、被災地の児童生徒等が必要とする支援をより受けやすくなるよう、支援ニーズと提供可能な支援を相互に提供し合うための「子どもの学び支援ポータルサイト」を開設し⁷、支援の要請と提案のマッチングを進めている。

さらに、被災した児童生徒等の就学機会を確保するため、学校への速やかな受入れ、教科書の無償供与、入学手続・入学料や就学援助、奨学金等の弾力的な取扱い・措置等を促す通知⁸を発出している。文部科学省調査によれば、4月22日現在、岩手県、宮城県、福島

県を含む被災地から他の都道府県へ受け入れた児童生徒数は、計9,433人に上る。

震災発生が受験シーズンと重なったことから、高校・大学入試への影響も発生した。福島県いわき・相双地区では高校入試の一部日程が実施できなかったことから、暫定的措置として通信制課程への入学を認め、生徒の希望に応じて、後日他の県立高校への転入学試験を行うとする特例措置が採られた。また、全国の36大学において3月12日・13日に予定されていた試験が中止され、期日変更、センター試験の成績等による入学者選抜を行う等の対策が行われた。また、61大学において3月12日・13日の試験時間が繰り下げられた。

入学式や始業にも影響が生じており、被災地の学校を中心に、入学式の中止・延期や始業の日程を遅延させる措置が採られた。

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けた対応としては、関係機関と協力して周辺域の放射線量の測定・測定結果の公表を行うとともに、原子力損害賠償紛争審査会の運営に当たっている⁹。また、4月19日には、福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用に係る放射線量の暫定基準を示した。

被災した動産文化財に対しては、損壊建物の撤去等に伴う貴重な文化財の廃棄・散逸を防止するため、緊急に保全措置を必要とする文化財の救出、応急措置、博物館等における一時保管を行う「文化財レスキュー事業」を開始した。また、被災した不動産文化財に対しては、被災状況の調査を行うとともに、所有者等からの要請に応じて応急措置及び復旧に向けた技術支援等を行う「文化財ドクター派遣事業」を開始した。

3. 平成23年度第1次補正予算

文部科学省関係の平成23年度第1次補正予算（以下「1次補正予算」という。）は、学校施設等の復旧、各学校段階における就学支援、メンタルヘルスケア対応、福島原発事故対応及び防災対策事業を柱とするものであり、3,034億円が計上された。

（1）学校施設等の復旧

東北地方及び関東地方を中心とした広い範囲で校舎や屋内運動場の倒壊、地盤沈下、運動場の陥没や亀裂等学校施設に甚大な被害が発生した。学校教育・研究活動の円滑な実施を確保するため、学校の早期再開に向けた応急仮設校舎の建設、落下した天井の復旧や液状化したグラウンドの復旧等比較的早期に復旧できる工事について、国立大学等（265億円）、公立学校（962億円）、私立学校（1,081億円）等を対象に経費が計上された。なお、文化財の復旧については、所要経費の算定に専門家による判断が必要であり時間を要することから、1次補正予算への計上は見送られた。

（2）各学校段階における就学支援

初等中等教育段階において、就学等が困難となる幼児児童生徒が増加することが予想されることから、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」の創設（113億円）により、緊急的に就学支援（幼稚園就園奨励費、就学援助、高校奨学金等）を実施する。

また、高等教育段階においては、無利子の緊急採用奨学金の貸与人員枠を拡大（約4,700人増、35億円）するとともに、授業料減免措置の拡充（対象学生数約6,000人、41億円）を行うことで、学生が安心して学業に専念できる環境の確保を図る。

(3) メンタルヘルスケア対応

被災した児童生徒等の心のケアのほか、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉機関等関係機関・団体との連携調整等の様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣を行う事業の委託費として、30億円が計上された。派遣者数は約1,300人を想定しており、国費で全額を負担する事業である。

(4) 福島原発事故対応

福島原発事故対応を支援するため、環境放射線モニタリングや緊急被ばく医療を行う。具体的には、福島県内の学校に対する簡易型積算線量計の配付及びリアルタイムによる線量測定システムの構築(9.1億円)、独立行政法人放射線医学総合研究所における緊急被ばく医療に必要な体制強化(5.8億円)、放射線調査結果のホームページ掲載・相談窓口の運営経費(1.8億円)、原子力損害賠償紛争審査会の運営等の経費(0.6億円)が計上されている。

(5) 防災対策事業

学校施設が避難所として機能している実態や大規模な余震が広範囲の地域で続いている現状に鑑みると、学校施設の安全性確保は極めて重要である¹⁰。そこで、全国の公立小中学校等の耐震化を推進するための経費として340億円(約1,200棟)が計上された。当初予算と合わせ、予算執行後には約86%の耐震化率が達成される見込みである¹¹。

※

1次補正予算はその編成時において把握された被害に対して想定された対策及び比較的緊急性の高い対策に要する予算規模であり、今後の状況により追加の対応が行われる可能性が高いものと思われる。東日本大震災による被害からの復興にはなお多くの課題が残されており、文部科学省等関係機関には、引き続き一層の支援が望まれる。

¹ 被害状況については、平成23年5月17日の文部科学省発表によるほか、本稿執筆時点のもの。

² 文部科学省等の対応については1の文部科学省発表のほか、本稿執筆時点のもの。

³ 第177回国会参議院文教科学委員会会議録第2号2頁(平23.3.24)、第177回国会参議院文教科学委員会会議録第7号6頁(平23.4.19)等。

⁴ 平成23年3月23日付事務連絡「東北地方太平洋沖地震の被害に伴う人的協力について」。なお、被災地への教職員派遣も行われている。

⁵ 題名も「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に修正され、4月15日に成立した。

⁶ 福島県においては、児童生徒の県内での転出入や県外への転出が多数あり、それに応じた教育活動再開後の学級数に基づく教職員定数を見極めた上で、国に追加の加配定数を要望することとしており、具体的な要望数が示され次第、速やかに追加の加配措置が行われる予定である。

⁷ <http://manabishien.mext.go.jp/>

⁸ 平成23年3月14日付通知「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)」

⁹ 原子力損害賠償については、柳沼充彦「福島第一原子力発電所等の事故に係る損害賠償」(『立法と調査』317号(平23.6.1))を参照されたい。

¹⁰ 文教科学委員会において学校施設耐震化の必要性を指摘したものとして、第177回国会参議院文教科学委員会会議録第2号7頁(平23.3.24)、第177回国会参議院文教科学委員会会議録第6号14頁(平23.4.14)等。

¹¹ 23年度当初予算と合わせ、学校施設耐震化についての自治体からの要望全てに対応できる予算規模とされる。